

日本遊技産業経営者同友会役員等交通費支給規程

第1条（目的）

この規程は、日本遊技産業経営者同友会から役員、会員代表者及びその従業員が他団体への活動に必要な交通費を支給することについて定めることを目的とする。

第2条（交通費支給対象の会合）

交通費支給対象の会合は次のとおりとする。

1. 他団体（パチンコ団体14団体及び警察庁、推進機構等）主催の会議
2. 他団体の総会等
3. その他、業界活動等

第3条（支給対象額）

1. 交通費の支給対象額は、一活動につき代表理事は2万円、役員は1万円、会員代表者及びその従業員は5千円とする。
2. 交通費の支給を受けた者は、規定の領収書に氏名等を記入し事務局に提出するものとする。

第4条（規定外の処理）

この規程に定めのない事項に関しては、理事会で決定する。

第5条（施行）

この規程は、平成27年5月13日から施行する。